

議案第 2 2 号

北本市立図書館協議会条例の一部改正について

北本市立図書館協議会条例の一部を次のように改正する。

平成 2 4 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市立図書館協議会条例の一部を改正する条例

北本市立図書館協議会条例（昭和 5 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とする。

第 2 条中「協議会の」及び「（以下「委員」という。）」を削り、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（委員の委嘱）

第 2 条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から北本市教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

議案第22号参考資料

北本市立図書館協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>第1条 略</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第2条 <u>協議会の委員</u> (以下「委員」という。) の定数は10名以内とする。</p> <p>第3条・第4条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p><u>(委員の委嘱)</u></p> <p>第2条 <u>協議会の委員</u> (以下「委員」という。) は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から北本市教育委員会が委嘱する。</p> <p>(委員の定数)</p> <p>第3条 委員の定数は10名以内とする。</p> <p>第4条・第5条 略</p>